

# 洲本市物価高騰重点支援給付金 について

## 【家計急変世帯用】

### 給付金の額

1世帯あたり3万円

1世帯1回限り。

(住民税非課税世帯分との重複受給はできません。)

### 提出期限

令和5年12月28日(木) 当日消印有効

### 給付金に関するお問い合わせ先

洲本市健康福祉部福祉課 0799-26-1166

受付時間 平日9:00~17:00

### 申請書提出先(郵送又は下記窓口にて提出してください)

郵便番号656-8686 洲本市本町三丁目4番10号

洲本市健康福祉部福祉課

「物価高騰重点支援給付金」担当宛

## 1 家計急変者に対する支給の趣旨

これまででは一定の収入があり、住民税（均等割）が課税されている世帯であっても、予期せず家計が急変し、直近の収入減少により住民税（均等割）非課税相当とみなされる場合には、その世帯を支援し、生活・暮らしを支援する観点から、支給を行うものです。

## 2 支給対象

住民税非課税世帯以外の世帯のうち、令和5年1月から令和5年12月までに予期せず家計が急変し、世帯員全員が令和5年度の住民税が非課税相当となった世帯

(1) 支給要件・・・下記①～④を満たす世帯です。

- ① 今回の価格高騰緊急支援給付金による住民税非課税世帯以外の世帯
- ② 令和5年4月1日時点で洲本市に住民登録がある世帯が対象
- ② 令和5年1月から令和5年12月までに、予期せず家計が急変した世帯
- ③ 世帯員全員が、令和5年度の住民税が非課税相当※となった世帯

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から12月までの任意の1か月の収入×12倍）、又は年間の所得見込額（年収見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額）が、住民税（均等割）非課税となる水準に相当する額以下であることを指します。



適用される限度額は、下記の早見表をご参照ください

【一例】住民税非課税となる年間給与収入の目安

- ・ 単身の場合 … 930,000円以下
- ・ 本人と配偶者と子（1人）の場合 … 1,680,000円以下

### 早見表

非課税相当水準の収入は世帯構成により異なりますので下表をご確認ください。

R5.1月～12月の 任意の1か月収入	扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	
		非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
↓ 年収換算 （*12月）	単身又は扶養親族がいない場合	930,000円	380,000円
	配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,378,000円	828,000円
	配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,680,000円	1,108,000円
	配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,097,000円	1,388,000円
	配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,497,000円	1,668,000円
	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円

※所得は年収換算から給与所得控除額、経費等を減額して算出

(注) 住民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給要件を満たしません。

(2) 「住民税（均等割）非課税相当水準以下」の判定方法

- ・判定は、申請時点の世帯構成員のそれぞれの収入に基づいて行います。
- ・収入の種類は給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入（非課税のものは除く）です。

(給与収入)

- ・通勤手当や児童手当等の非課税のものは、給与収入に含みません。

(年金収入)

- ・非課税の公的年金収入（遺族・障害年金など）は含みません。
- ・公的年金のほか、個人年金や退職金を年金方式で受け取るもの等も年金収入に含みます。

(3) 1年間のうち収入月が特定月に生じる業種等の取扱い

- ・事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合には、予期せず収入が減少したわけではないため、支給要件を満たしません。
- ・定年退職による収入の減少や年金が支給されない月の収入は、予期しない収入の減少には該当しません。

(4) 給付の重複について

- ・「住民税非課税世帯向け給付金」と「家計急変世帯向け給付金」のいずれかの給付を受けた世帯に属する者を含む世帯は、給付金の区分に関わらず、再度支給を受けることはできません。
- ・基準日（令和5年4月1日）に同一世帯だった親族が、令和5年4月2日以降に別世帯として同一住所に住民登録した場合（世帯分離）は、同一世帯とみなします。同一の住所に住民登録されている一方の世帯が給付金を受給した場合、もう一方の世帯は給付金を受けることができません。

**不正行為・不正受給**

- ・予期せず収入が減少したわけではないにも関わらず意図的に給付を申請することは不正行為に該当します。
- ・不正受給が明らかになった場合は、市が本人に給付金の返還を求めるとなります。
- ・不正受給をした者は、詐欺罪に問われ、懲役10年以下の刑に処されることがあります。

### 3 受給権者（申請者）

支給対象世帯の世帯主

### 4 手続き

#### （１）申請方法

- ・ 給付金の受給には申請が必要です。（注）
- ・ 要件を満たす方は申請書等を郵送又は窓口（洲本市福祉課）にて提出してください。

（注）申請書類は

- ・ 洲本市ホームページよりダウンロードできます。
- ・ 郵送を希望される方は、洲本市福祉課へご連絡ください。
- ・ 洲本市役所本庁舎（福祉課）、五色庁舎、由良支所の窓口で配布しています。

#### （２）提出書類

##### ①物価高騰重点支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）

裏面の最下部の署名欄に必ず署名をお願いします。

##### ②簡易な収入（所得）見込額の申立書（家計急変者）

##### ③「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し（コピー）

申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付

##### ④申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）

申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）

##### ⑤申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し（コピー）

申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し（コピー）

##### ⑥戸籍の附票の写し（コピー）

令和5年1月1日以降、複数回転居された方のみご提出ください。

##### ⑦受取口座を確認できる書類の写し（コピー）

通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分が必要です。

##### ⑧簡易な収入（所得）見込み額の申立書【家計急変世帯】収入に関する申立書（別紙）

③の「収入に関する書類」の提出が困難な方に限り、提出してください。

#### （３）給付金の支給（振込）

市に申請された申請書等の内容を審査し、支給要件に該当する場合は振込口座に振り込みます。